

伊丹市PR動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業  
公募型プロポーザル募集要領

---

令和4年6月

伊丹市

伊丹市PR動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業  
公募型プロポーザル募集要領

1. 概要

(1) 事業名称

伊丹市PR動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業

(2) 目的

引っ越し検討者で近隣市に居住している主に20代～30代の子育て層をターゲットに、本市の魅力を発信するために、動画作成とリスティング広告(Google)とSNS広告(LINE)を活用し本市シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」への誘引を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

動画作成及びインターネットを活用した広告(リスティング広告・SNS広告)の実施

(4) 契約期間

契約締結日～令和5年3月31日

(5) 予定価格 5,000千円(消費税及び地方消費税含む)

(6) スケジュール

スケジュールについては下表の通り。

実施内容	実施期間
公募開始 (市ホームページにて公開)	令和4年6月28日(火)
参加申込書等受付期間	令和4年6月28日(火)～7月11日(月)
質問受付期間	令和4年6月28日(火)～7月5日(火)
質問回答期限(予定日)	令和4年7月7日(木)
プロポーザル審査	令和4年7月13日(水)
選定結果通知(郵送)	令和4年7月14日(木)
契約書締結(予定日)	令和4年7月21日(木)

(7) 契約及び契約保証金

契約保証金については、「伊丹市契約に関する規則」に基づくものとし、保証金の取り扱いについては留意すること。

(8) 著作権

本事業で作成した成果物の著作権は本市に帰属し、著作者人格権については行使しないものとする。

(9) その他

- ・業務遂行にあたっては伊丹市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- ・事前にスケジュール表、計画書を提出の上、委託者の承諾を得て着手すること。

- ・本市の承認を得ることなく受託業務を第三者に委託しないこと。

## 2. 参加資格条件

公募型プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たしていること

- (1) 伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、廃止前の和議法（対象 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 経営状況が 3 年連続赤字でないこと。
- (6) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (7) PR 動画等の動画撮影・作成・編集の実績があること。
- (8) 本プロポーザルにおいて他の提案参加事業者の再委託先として参加しないこと。
- (9) インターネットを活用した広告（リスティング広告・SNS 広告）実績があること。

## 3. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問方法及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 質問期限 令和 4 年 7 月 5 日（火）正午まで（必着）
- (2) 質問方法 募集要領等に関する質問書（様式第 4 号）を電子メールにより提出すること。なお、提出期限後に提出された質問や、指定した方法以外で提出された質問については回答しない。
  - ・ 指定アドレス：[koho@city.itami.lg.jp](mailto:koho@city.itami.lg.jp)
  - ・ 件名：伊丹市 PR 動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業  
公募型プロポーザルにかかる質問の件
- (3) 回答予定日 令和 4 年 7 月 7 日（木）
- (4) 回答方法 質問者名を伏せ、全参加者にメールで送信する。

## 4. 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

- (1) プロポーザルの募集方法  
市ホームページ
- (2) 提出方法
  - ① 提出期限：令和 4 年 7 月 11 日（月）午後 5 時
  - ② 提出方法：伊丹市総合政策部 広報・シティプロモーション課に持参又は郵送  
〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地  
伊丹市総合政策部 広報・シティプロモーション課 宛
- (3) 提出書類・必要部数

① 参加申込書（様式第1号）	1部
② 工程表（様式第2号）	6部
③ 会社概要（様式第3号）	6部
④ 業務実績調書（様式第5号）	6部
⑤ 経営状態を確認するため、3年分の収支等 （財産目録、収支計算書又は損益掲載書及び貸借対照表）	6部
⑥ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（写し）	6部
⑦ 国税及び市税の滞納がない旨の証明書（写しも可） （直近1年分の納税証明書）	6部
⑧ 見積書（代表者印押印済みのもの）	6部
⑨ 企画提案書（A4横 表紙含めて20枚以内。片面換算） （企画提案書の提案内容については、仕様書と別表審査項目基準表に係る審査基準の通り。）	6部

## 5. 企画提案に関するヒアリング

### (1) 実施予定日時

#### ① 実施日

令和4年7月13日（水）

#### ② 時刻

開始時刻については応募各社に別途告知する。

### (2) 実施場所

実施場所については応募各社に別途告知する。

### (3) 所要時間

1社20分以内とし、退室は速やかに行うものとする。なお、内訳は下記のとおりとする。

#### ① 提案書の概要・詳細説明（15分以内）

ア 企画提案書を使用し、企画の詳細を説明すること。

イ 企画提案書を説明する際、本案件と同等の過去実績動画を編集した物（最大3分程度）も用いること。

ウ パソコンとプロジェクターを用いてプレゼンテーションをすること。

エ 独自提案事項があれば、ここで説明すること。

オ 説明時間は15分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。

#### ② 質疑応答（5分以内）

審査員からの質問に対して回答することとし、応募者から審査員への質問は認めない。

### (4) その他

① パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

上記以外にヒアリングで必要な物がある場合は、応募各社で準備すること。

② コロナウイルス感染症感染拡大の観点から web 又は書面審査となる場合あり。

## 6. 審査方法

### (1) 審査内容

審査会当日における提案説明等を点数化し、総合点が最も高かった事業者を契約締結事業者とする。

### (2) 審査項目（詳細は審査項目基準表による）

- ア 当日のプレゼンテーションと動画及び企画提案書による提案説明
- イ 業務実績や実施体制

### (3) 採点基準

- ア 提案説明及び業務実績の採点において、各委員が審査する項目ごとの配点は別表の審査項目基準表とする。
- イ 総合得点が300点未満の場合は失格とする。  
審査項目基準表 個人100点満点×5人=500点満点とする  
審査項目基準表及び評価方法についての詳細は別表の通り。

(様式第1号)

参 加 申 込 書

令和4年 月 日

(あて先)

伊 丹 市 長 様

(申請者)

業者登録番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

- 1 件名 伊丹市PR動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業
- 2 履行場所 伊丹市千僧1丁目1番地
- 3 連絡担当者
  - (1) 所属
  - (2) 職氏名
  - (3) 電話番号
  - (4) FAX
  - (5) E-mail

(様式第2号)

## 工程表

本事業の実施計画等

事業実施方針
取組体制
事業実施スケジュールについて

※内容が網羅されていれば、様式を変更しても構いません。

(様式第3号)

会 社 概 要

会 社 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
業務処理体制（組織図等）	
今回事業の総括責任者	職氏名
今回事業の業務担当者	職氏名

注) 会社概要パンフレットなどの資料があれば添付してください。

(様式第4号)

令和4年 月 日

伊丹市総合政策部  
広報・シティプロモーション課 宛て  
E-mail koho@city.itami.lg.jp

### 募集要領等に関する質問書

伊丹市PR動画作成事業及びインターネットを活用した広告事業公募型プロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

質問者	会社名： 所在地： 担当者氏名： 電話： FAX： E-mail：
質問項目	
内容	

※ 質問事項は本様式に記載してください（様式を加工しても構いません）。

(様式第5号)

### 業務実績調書

	No. 1	No. 2	No. 3
①業務種別 (動画・リスティング)			
②業務名称			
③契約金額 (税込)	円	円	円
④履行期間	～	～	～
⑤発注者名			
⑥業務概要			
⑦特筆すべき事項			

## 別表 審査項目基準表

提出された企画提案書等、ヒアリングの内容を踏まえ、以下の審査基準及び配点表の項目に関して、審査委員の評価（価格に関しては定量評価）により総合的に判断を行う。

### (1) 審査基準及び配点表

審査基準については下表の通り

#### 技術・実績に関する評価方法

評価項目	審査基準	配点
①有効性	市の事業の基本的な考え方や取組方針を理解した提案となっていること	20
	制作スケジュールは無理のない日程であること	
	適正な体制で本市の指示に柔軟な対応が可能であること	
②技術 (動画作成・編集)	過去の実績動画が魅力的であること	25
	構成が明確で募集要領1-(2)に促した内容となっていること	
	興味が引くような工夫がされていること	
③リスティング広告 SNS広告	リスティング広告・SNS広告の実績があること	25
	引越検討者に効果的な時期の配信となっていること	
	市シティプロモーションサイトへの誘引を目指した提案となっていること	
④独自提案	本事業について仕様書以外に独自の提案があること	10
小 計		80

#### 価格に関する評価方法

評価項目	審査基準	配点
価 格	$20(\text{基準点}) \times (\text{参加事業者中の最低見積価格} \div \text{見積価格})$	20
小 計		20

### (2) 各委員の評価点

#### 技術・実績に関する評価基準

配点から下表の通り各委員の評価で得た評価点を配点に乘じ、算出された数値を配点とする。

非常に良い	良い	普通	やや不足	不足
1	0.8	0.6	0.4	0.2

#### 価格に関する評価基準

価格に関する評価方法の審査基準の式で算出された数値を配点とする。